

家畜の遺伝資源の保護に関する検討会の設置について

平成18年4月

1 趣旨

和牛は我が国固有のものであり、改良機関や農家の長年の努力によって改良されてきた我が国の財産といえるものである。

一方、過去に輸出された和牛の遺伝資源を利用し、外国種との交配により交雑種等が生産され、牛肉又は子牛として輸入されている状況にある。

また、平成15年3月、政府に知的財産戦略推進本部が設置され、本年2月には農林水産省における知的財産戦略本部が設置されるなど、知的財産をめぐる検討が行われている。

このため、和牛を始めとする家畜についても早急に知的財産制度の活用も含め、遺伝資源の保護に係る問題点と可能性を明らかにする等の検討を行うため、農林水産省知的財産戦略本部の下に「家畜の遺伝資源の保護に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

2 構成

(1) 検討会は、学識経験者及び省内関係課室長を持って構成する。

(2) 構成員の中から、座長を1名置くこととする。

(3) 構成員の中から、座長の指名により座長代理を1名置くこととする。

座長代理は、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(4) 検討会の構成員は、必要に応じて追加できるものとする。

3 事務局

検討会の事務局は、関係各課の協力を得て、生産局畜産部畜産振興課において行う。

4 スケジュール（予定）

4月18日 第1回検討会

6月 農林水産省知的財産戦略本部の検討に反映

夏頃までに中間とりまとめ